

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者 指 定 番 号 12-34567		※市町村ごと に異なります	
		宛 名 番 号 1234			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123 )		
異動の事由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須)		円 1,200,000	
		月分で納入		控 除 社 会 保 険 料 額 円 60,000	

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

〇〇〇 市町村長 殿		住所(居所) 又は所在地 〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		代表者の 職氏名 個人番号 又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
令和××年〇〇月△△日提出		給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	
受給者番号(整理番号) 123456		フリガナ 氏 名		鈴木 一郎 (旧姓)		円 140,000		6 月から 9 月から 8 月まで 5 月まで		××・8・31	
生年月日		昭和・平成		50 年 1 月 1 日		円 35,600		円 104,400			
個人番号		1 月 1 日 現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1							
給与の支払を受 なくなった後		給与の支払を受 なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。									

<p>転居等により異動後の勤務先で引き 続き特別徴収を行う場合には、「個人 番号」は、前勤務先では記載しないで ください。</p>														
<p>2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため</p>														
<p>徴 収 予 定</p> <table border="1"> <tr> <th>徴収予定 月 日</th> <th>徴収予定額</th> <th>徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>			徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	・	円	円	・	円	円	・	円	円
徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)												
・	円	円												
・	円	円												
・	円	円												

相続人の氏名等		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
氏名	続柄	1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
住所		2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が〇〇万円以下) 給与の支払が不定期 毎月の支払が毎月でない (業主のみ対象)
新しい会社で特別徴収を開始する月(9月) とその月割額を記載します。			

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書		新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		98-76543		課・係 庶務課社員係		新しい勤務先では 月割額 11,600 円を		※市町村記入欄	
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地		〒 654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号		氏名 特徴 進		9 月分から徴収し、納入します。			
フリガナ		マルバツフンサン カブシキガイシャ		電話		111-111-1111 (内線 222 )		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
氏名又は名称		○×不動産 カブシキガイシャ						納入書 (要) ・ 不要			
代表者の職氏名		代表取締役 特徴 次郎									

【提出先】 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29 八街市役所 市民部 課税課 市民税係

御注意  
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。  
3 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
2 1 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
1 前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。